



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 1058 特定非営利活動法人の設立認証の申請  
(県民生活課)
- 1059 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請  
( " )
- 1060 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)
- 1061 生活保護法による医療機関の指定  
(福祉保健総務課)
- 1062 " ( " )
- 1063 生活保護法による指定医療機関の変更  
( " )
- 1064 生活保護法による介護機関の指定  
( " )
- 1065 " ( " )
- 1066 和歌山県相談支援従事者研修業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(障害福祉課)
- 1067 救急病院の認定 (医務課)
- 1068 貸金業の登録の取消し (商工観光労働総務課)
- 1069 広、南広土地改良区の役員の就退任  
(農業農村整備課)
- 1070 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための検査の実施 (畜産課)
- 1071 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための注射の実施 ( " )
- 1072 保安林の指定の解除予定 (森林整備課)
- 1073 保安林予定森林 ( " )
- 1074 " ( " )
- 1075 平成18年和歌山県告示第548号(和歌山県沿岸漁業改善資金貸付金の償還金の収納事務の委託)の一部改正 (水産振興課)
- 1076 道路の区域変更 (道路保全課)
- 1077 新道路の供用開始等 ( " )
- 1078 道路の区域変更 ( " )
- 1079 新道路の供用開始等 ( " )
- 1080 道路の区域変更 ( " )
- 1081 新道路の供用開始等 ( " )
- 1082 道路の区域変更 ( " )
- 1083 新道路の供用開始等 ( " )

### ○ 公告

- 入札公告 (障害福祉課)

### ○ 正誤

平成20年6月20日付け和歌山県報第1970号和歌山県告示第871号中

## 告 示

### 和歌山県告示第1058号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成20年9月8日まで縦覧に供する。

平成20年7月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日  
平成20年7月8日
- 2 名称  
特定非営利活動法人和歌山箕島球友会
- 3 代表者の氏名  
島田康夫
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山県有田市宮崎町2497番地の2
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、和歌山県における野球及びスポーツの振興に対しての事業を行い、地域において、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与するために、地域において、その活動できる環境を提供するとともに、スポーツを通じて青少年の心身の健全育成に寄与することを目的とする。

### 和歌山県告示第1059号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成20年9月11日まで縦覧に供する。

平成20年7月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日  
平成20年7月11日
- 2 名称

特定非営利活動法人市民の力わかやま

3 代表者の氏名

坂口總之輔

4 主たる事務所の所在地

和歌山市橋丁23

5 定款に記載された目的

この法人は、地域市民が共に集い、インターネットを使った共同利用型教育システム（わかやまインターネット市民塾）の開設と運用をする。これにより、「知の循環」型教育の創出を図るほか、情報プラットフォームを構築して、地域の活性化やまちづくり等に役立つ種々の調査や研究及び事業やサービスの提供を行う。さらに、今後増加する団塊世代シニア層の「知識や経験・想い」を活かしながら、若い力と協働する種々の場を創り出すことに力を注ぐとともに、様々なグループや団体との積極的な交流連携を図り、地域の活性化、コミュニティビジネスの創出・発展及びまちづくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1060号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成20年7月15日指定した。

平成20年7月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
コミック	恋愛白書パステル 8月号	19625-08	宙出版
コミック	miniパラ ウーマン劇場8/5増刊号	11816-8/5	竹書房
コミック	恋愛天国パラダイス 8月号	09675-8	竹書房
月刊誌	裏モノJAPAN 8月号	01805-8	鉄人社
月刊誌	決定版! XX 8月号	13319-8	ミリオン出版
月刊誌	特冊新鮮組DX 8月号	06681-8	竹書房
月刊誌	実話マッドマックス 8月号	15279-08	コアマガジン
月刊誌	実話ドキュメント 8月号	05267-8	竹書房
雑誌	.net実話アングラEX vol.13	63426-28	晋遊舎
月刊誌	月刊エンタメ 8月号	02053-08	徳間書店
月刊誌	実話ナックルズ 8月号	04877-8	ミリオン出版
月刊誌	エキサイティングマックス! 8月号	02091-8	ぶんか社
雑誌	ジゲンR100 vol.7	05272-8	大洋書房

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第1061号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年7月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	指定年月日
海南歯 38-20	ホワイト歯科	海南市名高269の7	平成 20.6.4

和歌山県告示第1062号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年7月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	指定年月日
紀薬 3-20	丸栖調剤薬局	紀の川市貴志川町丸栖 1017-11	平成 20.6.19

和歌山県告示第1063号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成20年7月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	変更事項 (所在地)		変更年月日
		旧	新	
新医 55-61	池口内科	新宮市新宮13番地の6	新宮市井の沢 6-34	平成 9.2.1

和歌山県告示第1064号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年7月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人太地町社会福祉協議会	東牟婁郡太地町太地299 1-1 太地町多目的センター内	社会福祉法人太地町社会福祉協議会	東牟婁郡太地町太地299 1-1 太地町多目的センター内	訪問介護・居宅介護支援・介護予防訪問介護	平成20.2.1

和歌山県告示第1065号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項

の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年7月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人日進会	東牟婁郡那智勝浦町朝日1丁目221-1	医療法人日進会日比記念病院	東牟婁郡那智勝浦町朝日1丁目221-1	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	平成20.6.1

和歌山県告示第1066号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、平成20年度における和歌山県相談支援従事者研修業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年7月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称  
和歌山県相談支援従事者研修業務
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項  
この一般競争入札に参加することができる者は、平成20年7月25日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。
  - (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - (3) 和歌山県が行う競争入札に関する入札参加資格停止を受けていない者であること。
  - (4) 国税及び県税を滞納していない者であること。
  - (5) 審査基準日（平成20年7月1日）において、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第32条第1項に基づく指定を有する者であること。
  - (6) 和歌山県内に相談支援事業所を設置している者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
  - (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書
  - イ 事業経歴書
  - ウ 使用印鑑届
  - エ 誓約書
  - オ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
  - カ 印鑑証明書
  - キ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書及び定款
  - ク 直近2か年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又はこれに類する計算書等）
  - ケ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
    - (ア) 法人税並びに消費税及び地方消費税
    - (イ) 法人事業税
    - (ウ) 法人県民税
    - (エ) 自動車税
  - コ 障害者自立支援法第32条第1項に基づく指定通知書の写し
- (2) (1) のアからオまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成20年7月25日（金）から平成20年8月1日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年7月25日（金）から平成20年8月1日（金）までの間に和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うも

のとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年7月25日(金)から平成20年8月1日(金)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課  
郵便番号 640-8585  
電話番号 073-441-2533  
ファクシミリ番号 073-432-5567

6 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年8月6日(水)までに通知する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成20年8月12日(火)までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は配達記録郵便により提出するものとする。
- (4) 説明要求に対する回答については、平成20年8月15日(金)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1067号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年7月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 向陽病院  
2 所在地 和歌山市津秦40番地  
3 有効期限 平成23年7月6日

和歌山県告示第1068号

貸金業法(昭和58年法律第32号)第24条の6の6第1項の規定により、次の者について貸金業の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成20年7月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 商号又は名称 プレミア  
2 氏名 山崎一男  
3 主たる営業所又は事務所の所在地 和歌山市西田井160番地の27  
4 登録番号 和歌山県知事(N2)第01372号

5 登録年月日 平成18年10月2日

6 行政処分の年月日 平成20年7月15日

7 行政処分の内容 登録の取消し

8 行政処分の理由 貸金業法第24条の6の6第1項第1号に該当するため

和歌山県告示第1069号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、広、南広土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成20年7月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 就任した役員

職名	氏名	住所
理事	久保田賢次	有田郡広川町大字殿178番地の5
理事	岩鼻成典	有田郡広川町大字殿276番地の2
理事	竹中宏	有田郡広川町大字南金屋383番地
理事	池永達彦	有田郡広川町大字南金屋501番地
理事	栗山善弘	有田郡広川町大字東中139番地
理事	竹中芳英	有田郡広川町大字東中129番地
理事	上田広	有田郡広川町大字名島132番地
理事	竹中一善	有田郡広川町大字名島30番地の2
理事	殿村治	有田郡広川町大字広516番地の11
理事	小坂功	有田郡広川町大字広1162番地
理事	北山敏一	有田郡広川町大字広78番地
理事	辻本勝雄	有田郡広川町大字広345番地の3
監事	池永道昭	有田郡広川町大字南金屋367番地の2
監事	栗山正	有田郡広川町大字東中165番地の1
監事	江川照幸	有田郡広川町大字広625番地2
監事	山崎哲雄	有田郡広川町大字広589番地の4

2 退任した役員

職名	氏名	住所
理事	栗山善弘	有田郡広川町大字東中139番地
理事	藏本定宏	有田郡広川町大字東中144番地の1
理事	池永達彦	有田郡広川町大字南金屋501番地
理事	谷口光彦	有田郡広川町大字南金屋309番地
理事	久保田俊之	有田郡広川町大字殿299番地
理事	久保田賢次	有田郡広川町大字殿178番地の5
理事	長尾佳彦	有田郡広川町大字名島4番地
理事	竹中一善	有田郡広川町大字名島30番地の2
理事	北山敏一	有田郡広川町大字広78番地
理事	殿村治	有田郡広川町大字広516番地の11
理事	辻本勝雄	有田郡広川町大字広345番地の3
理事	小坂功	有田郡広川町大字広1162番地
監事	山口義幸	有田郡広川町大字殿72番地
監事	伊藤行晃	有田郡広川町大字名島35番地7
監事	江川照幸	有田郡広川町大字広625番地2

監事 林和明 有田郡広川町大字広37番地の3

和歌山県告示第1070号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づく監視伝染病の発生を予防するための検査を次のとおり実施する。

平成20年7月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 実施の目的  
馬伝染性貧血の発生予防のため
- 2 実施する区域  
紀南家畜保健衛生所の管轄区域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
馬
- 4 実施の期間  
平成20年8月15日から平成20年9月16日まで
- 5 検査の方法  
家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第9条第2項に規定する方法による。

和歌山県告示第1071号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定に基づく監視伝染病の発生を予防するための注射を次のとおり実施する。

平成20年7月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 実施の目的  
炭疽病の発生予防のため
- 2 実施する区域  
海南市、紀の川市及び有田市
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
牛
- 4 実施の期間  
平成20年8月20日から平成20年10月31日まで
- 5 注射の方法  
炭疽予防液(無莢膜弱毒株)を皮下注射する。

和歌山県告示第1072号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年7月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 日高郡みなべ町東本庄字孫六965の2・966の2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、965の78、966の11、字芦谷口1773の2(次の図に示す部分に限る。)、1773の163

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

- 3 解除の理由 農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び日高振興局並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1073号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年7月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町松根字十郎屋敷872、字スクノ谷932、932の1、933から937まで、1875から1886まで、1888から1892まで、字平淵西ベラ1867の1、1868の1、1869の1、1870の1、1871の1、字谷口山1872から1874まで
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1074号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年7月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町小森川字奥番453
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第1075号**

平成18年和歌山県告示第548号(和歌山県沿岸漁業改善資金貸付金の償還金の収納事務の委託)の一部を次のように改正する。

平成20年7月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

「栖原漁業協同組合  
告示中 湯浅中央漁業協同組合 を「湯浅湾漁業協同組  
唐尾漁業協同組合」

合」に改める。

**和歌山県告示第1076号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年7月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 御坊美山線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
日高郡日高川町大字小籠字東浦2434番1地先から同町大字小籠字東浦2522番2地先まで	旧	5.40 } 7.00	266.00	
同上	新	11.45 } 13.10	266.00	

**和歌山県告示第1077号**

平成20年和歌山県告示第1076号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年7月25日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年7月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

**和歌山県告示第1078号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課

において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年7月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 すさみ古座線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
西牟婁郡すさみ町周参見字上戸川北側5175番1地内	旧	4.00 } 7.10	140.00	
同上	新	7.20 } 9.80	140.00	

**和歌山県告示第1079号**

平成20年和歌山県告示第1078号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年7月25日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年7月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

**和歌山県告示第1080号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年7月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 すさみ古座線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
西牟婁郡すさみ町周参見字持越174番1地先から同町周参見字持越174番3地先まで	旧	8.90 } 9.70	42.10	
同上	新	9.60 } 10.40	42.10	

**和歌山県告示第1081号**

平成20年和歌山県告示第1080号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年7月25日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年7月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1082号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年7月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 境川金屋線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
有田郡有田川町大字二川字東前358番1地先から同町大字二川字堀尾763番3地先まで	旧	6.80 } 7.40	72.10	
同上	新	6.80 } 8.20	72.10	

和歌山県告示第1083号

平成20年和歌山県告示第1082号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年7月25日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年7月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

公 告

入札公告

平成20年度における和歌山県相談支援従事者研修業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年7月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 事業年度  
平成20年度
  - (2) 業務の名称  
和歌山県相談支援従事者研修業務
  - (3) 業務の仕様等  
仕様書による。
  - (4) 契約期間  
平成20年8月19日（火）から平成21年3月31日（火）ま

で

- 2 一般競争入札参加者の資格に関する事項  
平成20年和歌山県告示第1066号に規定する和歌山県相談支援従事者研修業務委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
  - (1) 場所  
和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
  - (2) 期間  
平成20年7月25日（金）から平成20年8月1日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで
- 4 入札説明書等を交付する場所及び期間等
  - (1) 場所  
3の（1）に同じ。
  - (2) 期間  
3の（2）に同じ。
  - (3) 入札説明書等に関する問い合わせ先  
和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課  
電話番号 073-441-2533  
ファクシミリ番号 073-432-5567
- 5 入札説明会の場所及び日時
  - (1) 場所  
和歌山県民文化会館4階408号室  
和歌山市小松原通一丁目1番地
  - (2) 日時  
平成20年8月7日（木）午後1時30分から
- 6 入札執行の場所及び日時等
  - (1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
    - ア 入札場所  
5の（1）に同じ。
    - イ 入札日時  
平成20年8月18日（月）午後1時30分から
    - ウ 開札場所  
アに同じ。
    - エ 開札日時  
イに同じ。
  - (2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
- 7 入札方法  
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）

をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札が

ないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め最高3回までとする。

12 契約書の作成の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

この入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2533

ファクシミリ番号 073-432-5567

(3) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

正 誤

正 誤

平成20年6月20日付け和歌山県報第1970号和歌山県告示第871号中

ページ	段	行目	誤	正
8	左	下から17	十九淵	十九洲